

# INFORMATION

あの頃は……



## 年金

◆こんな時には、  
こんな手続き

○誕生日が来たとき

社会保険庁では、  
住民基本台帳ネット  
ワークを活用して、

受給者の方々の現況確認を行うこととしたことから、原則として、これまで毎年提出が必要であった「現況届」の提出は不要となります。ただし、次の場合は、現況届またはその他の届が引き続き必要です。

- ・住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、『現況届』
- ・加給年金額を受けられている場合は『生計維持確認届』
- ・障害の程度の確認のために『診断書』の提出が必要なとき

※提出が必要な届出は、社会保険業務センターから

受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに送付してください。

○住所や年金の受取場所を変えるとき

年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

「住所・支払機関変更届」が提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかつたり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられないことがあります。

支払機関を銀行などの金融機関に変更するときは、

その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

また、郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を受けてください。

住所が変わるときは、社会保険事務所などへ届けを出すとともに、旧住所の郵便局にも届け出てください。

○年金証書をなくしたときなど

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

○氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給氏名変更届」(氏

名変更届)を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、または「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときは、市区町村長の証明は必要ありません。

▼問い合わせ先

住民生活課戸籍係  
☎29-2111 (内線43)

### 社会保険事務所の 移動相談日のお知らせ

日時

8月23日(木)	13:30~16:00
8月24日(金)	9:00~11:00
9月20日(木)	13:30~16:00
9月21日(金)	9:00~11:00

場所 紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)

## 〇〇〇北方領土返還にご理解ください〇〇〇

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる北方四島は日本固有の領土ですが、戦後62年を過ぎた今日も返還されておられません。

早期返還に向け、領土問題について理解を深めることや、返還要求運動に積極的に参加いただきますよう皆様のご協力をお願いいたします。

◇問い合わせ先 開発振興室企画係 ☎29-2111 (内線52)



北方領土返還要求  
シンボルマーク

# 試験

◇北海道介護支援  
専門員実務研修受  
講試験

第10回北海道介護  
支援専門員実務研修  
受講試験が次のとおり実施  
されます。

受験案内・受験申込書等の  
配布

7月2日～8月8日

各保健福祉事務所保健福  
祉部社会福祉課・各市町村  
窓口（滝上町では介護保険  
係窓口で配布します）。

受験申込書の受付

7月18日～8月8日

指定試験実施機関あて  
に専用封筒による郵送  
のみ

試験日

10月28日（日）午前10時

試験地

札幌市・函館市・旭川市・  
北見市・帯広市・釧路市

▼問い合わせ先

保健福祉課介護保険係  
☎29-21111（内線42）

◇網走支庁管内町村職  
員採用資格試験案内

平成20年度網走支庁管内  
町村職員採用試験が次のと  
おり実施されます。

受付期間

7月17日～8月10日

受付場所

網走支庁管内町村会（郵  
送可）

第1次試験日

9月16日（日）

試験地

網走市

※申込用紙は役場総務課庶  
務係にあります

▼問い合わせ先

総務課庶務係  
☎29-21111（内線48）



## 自衛官採用試験

種 目	資 格	試 験 日	受付期間	試験会場
航空学生	18歳以上 21歳未満	9月22日（土）	9月7日（金）	旭川市
一般曹候補生	18歳以上（新卒含） 27歳未満	9月17日（月）	9月7日（金）	遠軽町
2等陸・海・空士	18歳以上（新卒含） 27歳未満	「男子」9月20日（木） 「女子」9月24日（月） 及び25日（火）	9月7日（金）	遠軽町・ 旭川市及び 名寄市

◇問い合わせ・申込先 自衛隊旭川地方協力本部紋別地域事務所 ☎23-2696

### 「いじめ・体罰110番」・「子どもの人権委員」による人権相談について

紋別人権擁護委員協議会と旭川地方法務局紋別支局では、最近深刻な社会問題になっている「いじめ・体罰」等の問題の解消を図るため、皆さまからの相談を受けています。

相談は無料で秘密は固く守られますので「いじめ・体罰」で悩んだり困っている方は、お気軽に次のところにご相談ください。

#### ※「いじめ・体罰110番」

時 間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時まで

場 所 旭川地方法務局紋別支局  
（紋別市花園町2丁目2番4号）

【☎23-2521】

子どもの人権110番  
（全国共通フリーダイヤル）

【☎0120-007-110】

#### ※子どもの人権委員会による人権相談

日 時 8月1日（水）～8月3日（金）  
午前10時～午後3時まで

場 所 旭川地方法務局紋別支局  
（紋別市花園町2丁目2番4号）

【☎23-2521】